

運行記録計の装着義務付け対象が拡大

標記について、群馬県トラック広報 No. 261 (2015. 2) に掲載してお知らせしたとおり、今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」が平成26年12月1日に公布され、事業用自動車の運行記録計の装着義務付け対象が「車両総重量が7トン以上」または「最大積載量が4トン以上」に拡大されました。事業者や運行管理者の方には、運行記録計の装備並びに、拡大された目的を十分理解していただき、運行記録計を活用した事故防止の徹底をお願いします。

貨物自動車運送事業輸送安全規則

(運行記録計による記録)

第9条 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

- 1 車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車
- 2・3 (略)

1 改正内容

車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上



車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上

2 施行日

平成27年4月1日（新車として購入し、平成27年4月1日以降に、新車登録を受ける車両に限る）

平成29年4月1日（その他の車両）

3 運行記録計の活用による過労運転等事故防止の徹底

- (1) 運行記録計により運行状態の分析を行い、乗務員の指導に活用します。
- (2) 運行記録計と乗務記録を確認しながら、速度、距離、時間、及び休憩等に無理がないか、また、運行計画外の運行がないかチェックをして必要に応じて指導します。
- (3) 制限速度を超えた者、運行速度に著しくムラがある者については、注意指導をします。併せて速度超過については、速度抑制装置に問題が生じていないかチェックをして下さい。
- (4) 過労運転を防止するために、連続運転時間や拘束時間の点検と休息期間が適切であるかチェックを行います。

※ 具体的に指導を行った場合は、必ず日報やチャート紙、記録媒体等に指導内容の記録をお願いします。（群馬県適正化通信 NO. 19 を参照）

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821